注１　フィルタバンクは、デジタル音声入力信号を変形離散コサイン変換によって時間軸から周波数軸へ変換する処理を示し、入力信号の聴覚心理特性に応じて、変形離散コサイン変換への入力ブロックタイプ及び窓関数を選択することとする。

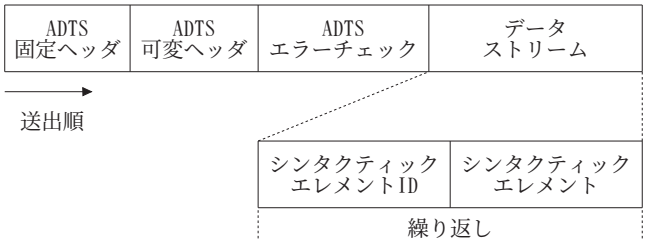
２　聴覚心理重み付け処理は、フィルタバンクへの入力信号に対応して、マスキング量（一の音声信号と他の音声信号を識別できる限界をいう。）及びフィルタバンクの入力ブロックタイプを算出する処理を示すものとする。

３　量子化及び符号化は、聴覚心理重み付け処理で計算されたマスキング量に基づき、フィルタバンクからの出力信号を各ブロックで使用できるトータルビット数を超えない範囲で量子化及び符号化し、量子化サンプルを出力する処理を示すものとする。

４　符号化ビットストリームのチャネルモードの最大値は、５チャネル及び低域を強調する１チャネルとする。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第５章第３節及び第６章第５節に規定するデジタル放送にあっては、その最大値を22チャネル及び低域を強調する２チャネルとする。

５　ビットストリームの構成は、別記のとおりとする。

別記　ビットストリーム構成



注１　ＡＤＴＳ固定ヘッダは、同期及びＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送のうち標準デジタル放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章に規定する放送(以下この別表において「マルチメディア放送」という。)にあっては、同期並びにＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

２　ＡＤＴＳ可変ヘッダは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

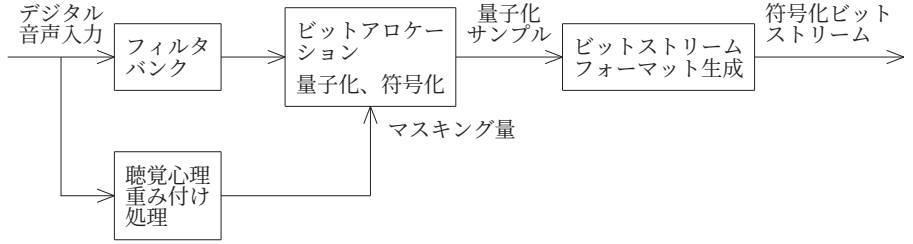
３　ＡＤＴＳエラーチェックは、エラー検出情報により構成されるものとする。

４　データストリームは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006により符号化される音声データにより構成されるものとする。

５　シンタクティックエレメントＩＤは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。

６　シンタクティックエレメントは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ＡＤＴＳ可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、マルチメディア放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ＡＤＴＳ可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別表第五号　帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順



注１　フィルタバンクは、時間軸から周波数軸への変換及び帯域分割処理を示すものとし、デジタル音声入力を32に帯域分割し、ＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３及び13818－３の規定に基づき処理を行うものとする。

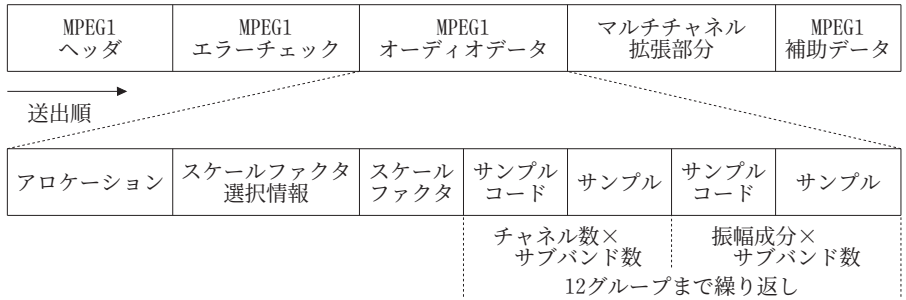
２　聴覚心理重み付け処理は、フィルタバンクの各帯域に対するマスキング量を算出する処理を示すものとする。

３　ビットアロケーションは、フィルタバンクから出力された各帯域の信号と聴覚心理重み付け処理で計算されたマスキング量に基づき、フレームで使用されるトータルビット数を超えない範囲で各サブバンド(32に帯域分割されたフィルタバンクの一をいう。以下同じ。)の量子化ビット数を決定する処理を示すものとする。量子化及び符号化は、ビットアロケーションにより決定された量子化ビット数によりフィルタバンクから出力された各帯域の信号を量子化及び符号化し、量子化サンプルを出力する処理を示すものとする。

４　符号化ビットストリームの構成は、別記第１のとおりとする。

５　符号化ビットストリームは、別記第２のチャネルモードによるものとする。

別記第１　符号化ビットストリーム構成



注１　ＭＰＥＧ－１ヘッダは、同期及びＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

２　ＭＰＥＧ－１エラーチェックは、エラー検出情報により構成されるものとする。

３　ＭＰＥＧ－１オーディオデータは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３により符号化される音声データにより構成されるものとする。

４　マルチチャネル拡張部分は、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－３により符号化された音声データを拡張するデータにより構成されるものとする。

５　アロケーションは、サブバンドを符号化する順番を示す情報により構成されるものとする。

６　スケールファクタは、各サブバンド内の波形を正規化したときの倍率を示す情報により構成されるものとする。

７　サンプルコード及びサンプルは、符号化された音声データにより構成され、最大12グループまで繰り返されるものとする。ジョイントステレオモード使用時は、高い周波数の振幅成分のサンプルコード及びサンプルにより構成されるものとする。